

別表一の三次葉
「46」又は「55」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の三次葉 令三・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	法人名					
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	法人税額の計算	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
	その他の所得金額(1)-(46)	47	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算	その他の所得金額(13)-(55)	56	000	
	(46)の15%又は19%相当額	48		計算	(55)の15%又は19%相当額	57		
	(47)の23.2%相当額	49		計算	(56)の23.2%相当額	58		
	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50		控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59		
	外国税額(別表六の三「15」)	51		控除税額の計算	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60		
	計(50)+(51)	52		控除税額の計算	その他の国内源泉所得に係る法人税額			
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額	53		控除税額の計算				
			「46」欄及び「55」欄 中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」 ② 「区分番号」欄：「00380」 ③ 「適用額」欄：「46」欄及び「55」欄の金額の合計(円単位)					
			(注) 1 <u>適用額は、「46」欄及び「55」欄それぞれ年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「13」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。</u>					
恒久的施設帰属所得に係る	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67			
この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	外	00		
この申告前の還付金額	69	外						

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+((76)-(43の外書)))	77	00
この申告前の中間還付額	75				